

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

せんだい農食チャレンジ支援事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

仙台市

3 地域再生計画の区域

仙台市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

1. 6次産業化・農商工連携の推進

・本市農業の現状としては、農産物の価格低迷や生産コストの上昇等により、農業による所得は低迷しており（平成29年宮城県生産農業所得884億円（生産農業所得統計））、後継者不足による高齢化や担い手不足、耕作放棄地増加等の要因の一つとなっている。

・農産物の高付加価値化には6次産業化や農商工連携の取組が有効であるが、6次産業化に取り組む集落数は宮城県平均4.7%に対して仙台市では2.3%に留まっている（2015農林業センサス）。

・大震災からの復興の過程で農業者の6次産業化等へのニーズは高まっており、商工業者においても、食品表示法の施行や地産地消等の流れを受けて、地元農産物を活用した商品開発や原料置き換えへの機運が高まっている。

・しかし、本市がこれまで実施してきた商品開発等の支援（平成24年度から29年度までの累計20件、金額6,089千円）では、収益性や継続性の高い事業創出の例は少ないのが実情である。

・その原因としては、農業者個人では金銭的・時間的負担が大きいこと、営農組織や商工業者であっても商品開発や販路拡大等にかかる専門的な知見を有しておらず、知見を有する専門家の活用が図られていないこと、行政の支援策の

多くはスポット的であり事業計画策定から販売までの一貫したフォローアップが不足していること、加工食品の原料となる一次加工品（剥き豆、ペースト、粉末、冷凍等の保存加工品等）の供給機能が地域全体として不足していること等が挙げられる。

2. 生産・流通体制の整備

・農産物の出荷は農業協同組合を通じた「市場出荷」と、農業者自らが小売店舗に配送する「直売」の2系統が主流である。市場出荷は大量・統一規格の農産物を安定的に出荷できる販路であるが、規格外の農産物は出荷できず、品質等による差別化も難しく、売価が市況に左右されるため収益が安定しない。一方、直売は不揃いな農産物も出荷でき、農業者の工夫による差別化や自由な売価設定が可能であるため新規就農者等の小規模農業者の出荷先として適する面もあるが、農業者自らが配送できる店舗数や店舗あたりの販売数量には自ずと限界がある。

・平成27年度に開始した「仙台枝豆プロジェクト」は高価格が見込める飲食店をターゲットとしつつ農業者自らの配送の負担を減らした物流システムの構築と、新たなビジネスモデルとしての自立化を目指すものであるが、大震災による被害の大きかった東部地域を生産地としてスタートし、参加農業者には大きなメリットとなっている。このような直売による生産流通モデルが市内全域に拡大し、自立的な生産流通システムを構築することが市内の新規農業者や6次産業化推進には不可欠となっている。

3. 地元農産物の知名度不足

・地元農産物の知名度向上による消費拡大や食品関連産業・観光産業を中心とした地域経済の活性化を進めるためには、伝統の食文化、大震災からの復興等を絡めたコンセプト設定や、多数の農業者や商工業者が参入できる加工品・飲食メニュー等「特産品」と呼べるものの開発・普及と、これらを通じた情報発信が有効であるが、「ずんだ餅」、「せり鍋」、「仙台あおば餃子」に続く特産品が誕生していない状況であり、地元農産物の知名度向上につながっていない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

仙台市では、宮城県や県内市町村とともに地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定しており、地域の特性を活かして都市への食糧供給を視野に入れた農林漁業生産の拡大、豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業関連産業の振興、仙台塩釜港、仙台空港等の物流基地機能を活かした、農林水産業・食品製造業と物流関係産業との連携強化、特色ある農林水産資源を活用した農林水産サービス業の振興を図り、安定・良質な雇用の確保を目指しつつ、地域内の他産業にも高い経済効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指すこととしている。

農林水産業は宮城県を特徴づける産業の一つであり、平成24年経済センサスに基づく特化係数は、農林業では1.2、また製造業の木材・木製品製造業（家具を除く）が2.3である。また、宮城県における産業大分類別民営事業所従事者数について、特化係数を用いて比較してみると、漁業が1.7と最も高くなっている（平成26年経済センサス）。

地域で生産される豊富で多彩な農林水産物を背景に、宮城県では従来から食品製造業や関連産業も当地域の主要産業として発達している。宮城県内製造業における食料品製造業の付加価値構成比は16%と全国（9%）に比べて高く、同様に従業員構成比も23%と全国（15%）に比べて突出して高い特徴がある（平成24年工業統計）。

なお、東日本大震災後の宮城県における各産業の復興状況として、農林漁業、食品関連産業及び木材関連産業を合計した名目県内総生産（県民経済計算）は、震災前の4,279億円（平成22年）から震災後に3,131億円（平成23年）と激減したものの、最新の平成26年データにおいて、3,734億円（平成22年比87.3%）まで回復しており、これらの産業での復興が着実に進んでいることが伺える。

さらに、本市は人口100万人を超える大消費地であるとともに、交通網が発達している。鉄道は、仙台駅を中心に南北に縦断する東北新幹線及び東北本線、東西に横断する仙山線及び仙石線が走るほか、市街地には地下鉄南北線、地下鉄東西線が走っている。道路は、ほぼ中央を南北に東北縦貫自動車道、さらに

東部には仙台東部道路、南部には仙台南部道路が通っているほか、南北に国道4号、東に国道45号、西に国道48号、南部から西へ国道286号が走っている。また、隣接する名取市・岩沼市には仙台空港が整備されている。このような交通の利便性により国内外から人やモノが集まりやすく、地産地消や販路拡大の面で大きな需要拡大の可能性を秘めている。

このような中、地域内の需要拡大を図るため、平成27年度から「ずんだ（枝豆をすりつぶして餅などの餡として食べる郷土料理）の食文化」を活かし、枝豆の作付け先として津波被災エリアの復興、仙台産枝豆のブランド化を進めるため「仙台枝豆プロジェクト」を実施し、農業者、流通業者、飲食店等の連携により、鮮度が重要な枝豆を収穫した日のうちに消費者へ提供することで付加価値を増加させた。プロジェクト参加店舗数は平成27年度の34店舗から平成30年度は100店舗に増加するなど、枝豆の流通体制が定着しつつある。

また、仙台の伝統的な野菜である雪菜を皮に練り込んだ本市開発商品「仙台あおば餃子」は、現在市内65店舗の飲食店で提供されるなど仙台に定着し、雪菜の消費量拡大に貢献している。複数の製造業者により「仙台あおば餃子振興会」が組織されており、同会が中心となって開催した「全国餃子まつり in 仙台」では仙台市地下鉄東西線沿線イベントとして過去最大の来場者数を記録するなど、観光面での貢献度も大きい。

また、大震災後から生産性向上を目指した農地の整備が進んでおり、これに伴う営農の集団化や法人化が進行しつつあるが、効率化により発生する余剰労働力の活用や農閑期等の収入確保策、新たに取り組む園芸作物の活用や販路等として、6次産業化や農商工連携（以下、「6次産業化等」という。）への取組が求められている。そこで本市は平成28年3月策定の農業施策の方向性（H28—32）において、農業の収益性向上を柱の一つとして定め、6次産業化や農商工連携の取組の支援や地産地消の推進、競争力のある農産物の生産やブランド化等に取り組むこととしている。

このようなことから、今後、市内農業者や商工業者による6次産業化や農商工連携の新たな取り組みを支援し、農産物のブランド化等による高付加価値化、新たな流通モデルや加工品・飲食メニュー等の開発による消費拡大につなげるとともに、これらを踏まえた農業経営の高度化による収益性向上のみならず、

農業の復興、食品関連産業や観光産業をも含めた仙台の新たな農業の確立と地域経済の好循環を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
6次産業化拠点施設売上高 (千円)	0	0	9420.00
6次産業化拠点施設の従業員雇用数 (人)	0	0	11.00
新商品開発件数 (件)	0	5.00	9.00
生産・流通モデル構築事業参加店舗数 (店舗)	161.00	20.00	20.00

2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
8572.80	17992.80
0	11.00
12.00	26.00
20.00	60.00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

せんだい農食チャレンジ支援事業

③ 事業の内容

農業の振興および地域経済の活性化を図るため、民間事業者が行う6次産業化等の拠点施設整備や新たな取り組みへのチャレンジを支援するほか、農産物の高付加価値化、消費拡大につながる新たな加工品開発やビジネスモデルの構築・実証等に取り組む。

1. 6次産業化・農商工連携の支援

① 6次産業化スタートアップ支援

- ・農業者や商工業者による6次産業化等の新たな取り組みについて、専門家の知見を活用し、事業計画の策定から商品開発、加工・製造、販売まで一貫した伴走型支援を行う。

② 6次産業化拠点施設整備支援

- ・6次産業化・農商工連携の拠点となる施設を整備する民間事業者を支援し、経済波及効果の最大化を図る。

- ・整備を支援する拠点機能として、農産物及び加工品の物流及び販売、農産物の一次加工品の製造及び貯蔵、加工品の開発や加工技術・食文化等の普及・啓発、農業者や農産物等に関する情報発信や農業体験の提供による理解増進、地元農産物の消費拡大に向けたメニュー開発及び飲食物提供等を想定しており、このうち複数の機能を一括又は大規模に整備し、本市実施の6次産業化支援事業や特産品開発事業、生産流通モデル構築事業等との連携により相乗効果を発揮する事業者を地域経済牽引事業者として支援する。

- ・また、地域経済牽引事業者のみでは量的に不足する機能、内容が異なる機能（配送エリアの異なる物流、加工の内容が異なる一次加工等）について、単一または小規模の拠点機能を整備する事業者を連携事業者として支援する。

2. 生産・流通モデル構築事業

- ・平成27年度に開始した「仙台枝豆プロジェクト」の物流システムをもと

に、取扱品目・農業者・生産地域等の拡大、参加店舗数や参加流通事業者の拡大、小売店・量販店などへも展開可能な流通システムの構築、消費者に対する一層の消費喚起等により事業規模の抜本的な拡大を図る。

・自宅食サービスを展開する事業者、高齢者等の施設給食、社員食堂、病院食などを提供する事業者などの大口需要者を対象に、昨今の単身世帯の増加や女性の雇用者の増加、高齢化等を反映した需要の掘り起しや供給側とのマッチング等を含めた生産・流通モデルの構築・実証を行う。

3. 仙台産農産物の知名度向上

・仙台産農産物を使用した加工品を開発し、多数の農業者や商工業者が参入できる本市の特産品とすることにより、地元農産物の知名度向上による消費拡大や食品関連産業・観光産業を中心とした地域経済の活性化を図る。

・市内産農産物や開発商品等、農や食に関する情報発信を計画的に実施し、農産物等の販売促進や事業成果のPRを行い仙台産農産物の消費拡大を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

・6次産業化拠点施設の施設利用料や販売料、体験イベント等の参加費、手数料等による事業者の収益を向上させ、向上した収益を財源とした事業者の自己資金における事業継続を図る。

・6次産業化拠点施設が加工や販売の場となることや流通モデル事業により飲食店等への流通体制が整備されることで、6次産業化支援や新商品開発により誕生した商品の定着に繋がる。

【官民協働】

・仙台市は宮城県や民間の6次産業化施設と連携しながら、市内農業者の6次産業化を推進するべく、6次産業化スタートアップ支援や生産・流通モデル構築等に取り組む。

・農業者・企業は主体的に6次産業化等に取り組むほか、6次産業化拠点

の整備を行う地域経済牽引事業者においては、施設の整備投資を行い、販売額増や集客増を図る。

【地域間連携】

宮城県と連携し、県内外に商品のPRを行うほか、仙台市単独では対応が困難な専門的事項について、宮城県の6次産業化サポートセンターや農業改良普及センターと連携することで、県内の6次産業化の取組の情報が共有される。

【政策間連携】

6次産業化や農商工連携の取り組みにより農業者の所得が向上するだけに留まらず、6次産業化拠点施設の整備により、販路拡大や物流の増、観光客の増加が見込め、周辺の経済の活性化に繋がる。交流人口の増や経済の活性化により更に農産物の販売量が増加するという好循環が生まれ、仙台市でも課題となっている農業の担い手不足や高齢化の改善にも繋がる。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況をまちづくり政策局政策企画課にて取りまとめ、幅広い分野の有識者から構成される仙台市経営戦略会議に報告し、検証結果をまとめる。

【外部組織の参画者】

大学教授、市議会議員、公認会計士、NPO団体理事、労働組合団体役員、民生委員、PTA協議会役員、連合町内会長など

【検証結果の公表の方法】

仙台市経営戦略会議に報告し、メディアや市民にも公開するとともに、ホームページにて、広く情報発信する予定。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 189,514千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。